

学校生活ガイド 過ごし方・ルール

1. 一般心得

- ◆ 高校生としての自覚と自立を目指し、責任ある態度で過ごしやすい学校をみんなで作りましょう。そのために、以下の点を守って下さい。
- ① 授業・その他全ての活動において時間を厳守する。
- ② 学校内外の物を大切に扱い、もし破損した場合は直ちに担任に申し出る。
公用具を使用する時は、係の先生の許可を受ける。
- ③ 授業・生徒会活動・クラブ活動などに欠席する場合は、担任・所属長・クラブ長に連絡する。
- ④ 常に整理・整頓・清掃・清潔に心がける。清掃は全員で行う。
- ⑤ 上履き・下履き・体育館シューズ（体育館・錬心館のみ使用）を厳重に区別する。
上履きについては規定のサンダルとする。
- ⑥ 所持品には必ず記名をする。また、貴重品は厳重に管理する。現金を持ってきた時は、早く納入するか、担任・教科担任に必ず預ける。
- ⑦ 学校内外を問わず、いじめ・暴力は一切行わない。また、許されない行為であることを職員・生徒一同ここに確認する。
- ⑧ 飲酒・喫煙はもちろん、ノンアルコールビールやノンアルコールカクテル、ニコチンを含まない電子タバコなども禁止する。また、パチンコ店その他遊技場への出入りや賭事はしない。ゲームセンターの出入は極力慎む。
- ⑨ 頭髪の茶髪・パーマ等高校生に相応しくない加工を禁止するとともに、化粧・ピアス・カラコン等のアクセサリーの着用も禁止する。
- ⑩ 携帯電話・タブレットは、マナーを守り他者の迷惑にならないように使用する。校内での使用は下記の使用規定を守る。
- ⑪ 自転車で通学する者は、通学許可願（保険に加入していること）を提出して許可を受け、所定のステッカーを貼り使用すること。
- ⑫ バイクは、免許取得、乗車ともに全面禁止である。

2. 礼儀

- ◆ 礼儀は、人間関係の潤滑油です。気持ちのいい人間関係を築きましょう。
- ① お互いに挨拶を心掛ける。来校者に対しても積極的に挨拶をする。
- ② 授業中やむなく席を立つ時は、先生の許可を得ること。
- ③ 研究室等に入室する時は、ドアをノックし「失礼します」と言い、入ったら氏名・用件を述べる。用件が済んだら退出する。他の人に迷惑がかかるような行為はしない。
- ④ 通学時の態度（車中・自転車通行中・歩行中）は、本校生徒としての自覚を持ち、交通マナーを守り、他人への迷惑行為や不快な行動は慎む。

3. 服装

- ◆ 決められた制服を着用し、身だしなみに留意し質素にして清潔に心がける。
- (1) 男女共通
- ① 本校指定のブレザー、指定のスラックス・スカートを着用する。また、ブレザーの襟には校章（バッジ）を着ける。
- ② カーディガンまたはベストについては、黒、紺、グレーの濃淡、茶色濃淡の着用を認める。
- ③ 校舎内ではジャンパー・コート等の防寒着は着用しない。
- ④ 式・祭典等でカーディガン・ベストを着用する場合、色は黒のみとする。
- ⑤ 改造や変形させた場合は、直ちに新品を購入する。

- ⑥ 制服の新調が困難な時は担任に相談する。

(2) 男子

- ① 制服の下には白のシャツを着用し、ネクタイを着用する。
- ② ネクタイはシャツの襟の第1ボタン位置まで締める。
- ③ シャツの裾はスラックスの中に入れて着用する。
- ④ スラックスをウエストより下へずらして着用しない。
- ⑤ 夏期間（6月1日～9月30日）については以下の通りとする。
 - ・夏用スラックス及び指定の半袖シャツ（マーク入り）、または無地の白のポロシャツを着用する。ネクタイは着用しなくてもよい。
 - ・必要に応じて、カーディガン・ベストを着用してもよい。

(3) 女子

- ① 制服の下には白ブラウス及び指定のスカートを着用し、リボンを着用する。
- ② リボンはブラウスの襟の第1ボタン位置まで締める。
- ③ブラウスの裾はスカートの中に入れて着用する。
- ④ スカート丈は膝裏の線を基準として上下5cmを目安とする。
 - ・夏、冬用スカートは短く切断しないよう、下端の学校刺繍が見えるようにする。
- ⑤ 夏期間（6月1日～9月30日）は以下の通りとする。
 - ・夏用スカート及び指定の半袖シャツ（マーク入り）、または無地の白のポロシャツを着用する。リボンは着用しなくてもよい。
- ⑥ 冬期間（10月1日～5月31日）のスカート着用については以下の通りとする。
 - ・スラックスの着用を認める。
 - ・スラックスを着用した場合は、ネクタイを着用してもよい。

4. 身だしなみについて

- ◆ 制服は高遠高校というチームでのユニフォームです。したがってそこには一定のルールにそった着こなしが要求されます。また、頭髪等についても同様です。以下の点を守りましょう。

1. 普段の学校生活において

- (1) 授業や校内外の活動では、制服を着用する。
- (2) 指導が必要な場合には
 - ① その場（その日）は口頭注意。（担任及び生活指導係に報告）
 - ② 翌日改善し係に報告する。改善されない場合は校内で反省指導（1日）。
 - ③ 注意・指導に従わない場合は帰宅指導もありうる。

2. 身だしなみ点検について

- (1) ① 本校の身だしなみに沿うよう、事前に連絡したうえで点検指導を行う。
毎月、月初めの3日間に生徒玄関で実施する。
- ② 点検は全員が受け、遅刻した場合は報告する。未点検者には反省指導を行う。
- (2) 指導が必要な場合には
 - ① 当日は校内で反省指導（1日）とし、翌日改善し係に報告。

5. 携帯電話・タブレット等の端末

- ◆ マナーを守り、他人の迷惑にならないように使用する

1. 使用規定

- (1) 使用が禁止されているところ（電車・バス内、医療機関等）では使用禁止。
- (2) 校内での使用について
 - ① 登校したら担任(学年)に預け、下校するときに返却される。
 - ② 担任、教科担任等が必要と認めた時は使用を許可する。その際、ゲームやSNS

など授業と無関係な使用はしない。

- ③ 研究室等では使用禁止。
- ④ 校舎内での充電は一切禁止。
- ⑤ 細かな指導は学年の実態に合わせて行う。

2. 指導内容

- (1) 学習用タブレットを除きデータ通信や Wi-fi 通信が可能な端末はすべて預ける。
- (2) テストにおいて、端末をポケットに入れたままにしたり所持したりしていた場合は不正行為と見なし全教科0点とする。バッグ・ロッカーなどで着信音などが鳴った場合は厳重注意とし、協議により担任、または係がおこなう。

※ミュージックプレーヤー、ゲーム機、スケートボードなどの学習の妨げになるもの、学習に必要なものはないものは校内に持ち込まないようにしてください。

6. アルバイトについて

- ① アルバイトは休日（土・日曜日・祝日）、長期休業に限る。平日は認めない。
- ② 以下のア、イ、ウに該当する場合は許可しない。許可されている場合はそれを取り消す。
 - ア 各学期の成績において評定1を有する場合、あるいは評定2を3つ以上有する場合。
 - イ 生活指導上問題のある場合。（頭髪、服装、問題行動等）
 - ウ 欠席、遅刻、欠課の多い場合。※上記に関し、許可できない場合または許可が取り消された場合、再度許可を受けることができるのは、成績不振はそれが解消されるまで、問題行動については概ね2か月間を経過するまでとする。
- ③ 危険を伴う職種・泊を伴うもの・酒類を提供する業種などは認めない。また、終了時間は午後8時までとする。
- ④ 定期テストの1週間前からテスト期間中は、これを禁止する。
- ⑤ 学校より発行された許可証を必ず携行し、提示を求められたら必ず提示する。
- ⑥ アルバイトをやめた場合は、許可証を必ず返却する。また、アルバイト先を変更しようとする場合は許可証を返却し、新たに最初から手続きをする。
- ⑦ 新年度も継続して同じ場所で行う場合でも、年度当初にアルバイト届を担任に提出する。
- ⑧ 1年生のアルバイトが許可になるのは夏期休業以降である。
- ⑨ 3年生の自宅研修中のアルバイトは、進路の決定している生徒については登校日を除いて認める。

- ◆ 学業を第一に考える高校生活の中で、生徒がアルバイトを行うことは必ずしも好ましいことではありません。ただし、保護者と本人が強く希望する場合は、学校の許可を受けて保護者の責任において行うことができます。

1. 生徒アルバイト規定

- (1) 以下の規定を遵守すること。
- (2) 地域への貢献が見込まれる職種（公園清掃・年賀状配達など）については、これを学校が斡旋することもある。

2. 平日特別許可申請について

経済的な理由で特別な事情がある場合は、保護者が担任にその事情を説明の上申し出て、生徒指導係会、学年会、職員会で協議する。

3. アルバイトの申請手続きの手順

- (1) 休日（土・日曜日・祝日）、長期休業の申請

本人 ①本人ならびに保護者が必要事項を記入した「アルバイト許可願」を担任へ提出

本人 ②担任の許可を得て、担任印の押印された「アルバイト許可願」を係担当職員へ提出

- 本人 ③係担当職員から「アルバイト届」を受理
本人 ④本人ならびに保護者、雇用者（アルバイト先）が必要事項を記入した「アルバイト届」を担当へ提出し、担任印の押印された「アルバイト届」を係担当職員へ提出
本人 ⑤係担当職員が「アルバイト許可証」を発行 ※正式許可
- (2) 平日特別許可の申請
保護者①事情説明とともに担任へ申し出る
担任 ②保護者から申し出があった事情説明の資料を作成・提出し、学年会、生徒指導係会で協議
学年 ③学年会で承認が得られた場合、資料を提出し、職員会議で協議
本人 ④本人ならびに保護者が必要事項を記入した「アルバイト許可願」を担当へ提出
本人 ⑤担任の許可を得て担任印の押印された「アルバイト許可願」を係担当職員へ提出
本人 ⑥係担当職員から「アルバイト届」を受理
本人 ⑦本人ならびに保護者、雇用者（アルバイト先）が必要事項を記入した「アルバイト届」を担当へ提出し、担任印の押印された「アルバイト届」を係担当職員へ提出
本人 ⑧係担当職員が「アルバイト許可証」を発行 ※正式許可

4. 規定違反の指導について

- (1) 休日（土・日曜日・祝日）、長期休業・3年生自宅研修中の規定違反について
無許可アルバイト、届出許可と異なる内容のアルバイトをした場合は、係説諭ならびに反省文を提出。また、一定期間（2ヵ月程度）アルバイトを許可しない。
- (2) 平日の規定違反について
平日については職員会議で承認を得た者のみが許可されているので、無許可アルバイトについては反省指導とし、厳しく対処・指導する。反省指導となった者は一定期間（2ヵ月程度）アルバイトを許可しない。

以上の内容を理解し、保護者及び担任とよく話し合った上でアルバイトを行いましょう。

7. 懲戒処分について

- ◆ 本校では教育基本法に基づき、「安全で安心して学べる学校」である為に努力しています。そこで、本校においては重大な非行・犯罪行動に対して「懲戒処分」をとり入れて対応し、安全で安心して学べる環境づくりを進めていきたいと考えています。懲戒処分の指針は以下の通りです。

[懲戒処分の指針]

I、訓告・停学

次の(1)から(3)の行為を行った時は、慎重審議し、学校長が決定及び処分を行います。

- (1) 問題行動を起こした生徒が学校の反省指導に従わない場合。
- (2) 問題行動を繰り返し通常の反省指導以上の措置が必要と判断された場合。
- (3) 本校生徒や社会への影響力が大きい問題行動を起こし、学校が厳しい反省を必要と判断した場合。

II、退学

次の(1)から(2)のいずれかに該当し、生徒の日常の生活態度や反省状況、他の生徒に与える影響等を考慮し、教育上やむを得ないと判断される場合は、慎重審議し、学校長が決定及び処分を行います。

- (1) 問題行動を繰り返し本校の度重なる指導に従わず、本校での学校生活の継続が不可能であると判断した場合。
- (2) 社会的に極めて重大な問題行動や違法行為を行った場合、またはその発生の可能性が非常に高いと判断された場合。

8. 日 課

平日

SHR	8:40 ~ 8:55	15
1	9:05 ~ 9:55	50
2	10:05 ~ 10:55	50
3	11:05 ~ 11:55	50
昼	11:55 ~ 12:35	40
4	12:35 ~ 13:25	50
5(木 LHR)	13:35 ~ 14:25	50
6	14:35 ~ 15:25	50
清掃	15:25 ~ 15:40	15

月初め 身だしなみ点検のため1限40分

SHR	8:40 ~ 9:05	25
1	9:15 ~ 9:55	40
2	10:05 ~ 10:55	50
3	11:05 ~ 11:55	50
昼	11:55 ~ 12:35	40
4	12:35 ~ 13:25	50
5(木 LHR)	13:35 ~ 14:25	50
6(木)	14:35 ~ 15:25	50
清掃	15:25 ~ 15:40	15

- (1) クラブの活動時間は、午後7時まで。ただし、スクールバスで帰宅する場合は6時30分発の第2便に間に合うように活動を終えること。
- (2) 定期考査中およびその1週間前よりクラブ活動は休止。

9. 単位の認定と評価

- (1) 各科目の評価は、定期考査の成績・出欠状況・授業態度・提出物などを授業担当・教科会で総合的に判断し、「10」から「1」の10段階評定で行う。各教科から出された評定は、学年会、職員会で審議し、決定される。
- (2) 評価は総合的に行うが、次のような場合は評定が「1」となる。

- ① 各科目の授業の欠席(欠課時数)が、年間の授業時間数の1/4を越えたとき。
- ② 定期考査の成績が著しく不振の場合や、実技科目における作品等が提出されない場合。
(成績不振の場合、学期ごと追試、補習などを行うこともあるが、追試未受験や課題提出期限が守られない場合は、以後の指導ができなくなることもあるので、注意すること。また、定期考査で不正のあった場合、当該考査の全科目が0点となる。)
- ③ 授業に出席していても、授業態度が極めて悪いとき。

- (3) 学年末の評定が「1」の科目は不認定となる。不認定科目が1つでもあれば、進級、卒業はできない。

- ・授業はチャイムスタート、チャイムエンド！
- ・授業の前に不要なものをしまい、携帯・スマホ等は電源を切って教卓上のボックスに入れ、授業に集中しよう。
- ・十分なテスト勉強を！

10. 欠席、遅刻について

- (1) SHRの予鈴(8時35分)に間に合うよう、余裕を持って登校すること。
- (2) 各時限の授業を欠いた時間が15分以内の場合を遅刻、早退とし、それ以上欠いた場合は欠課扱いとなる。
- (3) 授業の遅刻、早退は3回で1回の欠課扱いとなる。
- (4) 定期考査や実力テストは欠席、遅刻のないよう特に注意すること。
万が一、欠席する場合には、保護者が必ず学校・HR担任に連絡すること。無断で欠席した場合、追試等は受けられず、0点となる。やむを得ず正当な理由で欠席した場合でも、登校後、すみやかに本人から教科担当者へ申し出ること。

(5) 長期入院などやむを得ない欠席については考慮する場合がある。

*遅刻・サボリの指導

◆ 生活時間の厳守は学校生活の基本である。始業は8時40分。教室等の移動は速やかに行い、授業に遅れないようにする。

クラス担任は朝の遅刻数をカウントし、各定期試験の間に下記の回数に達した時点で指導する。

遅刻回数	指導する先生	指導内容
5回	クラス担任	本人へ注意
10回	学年担任(3人)	本人へ注意 保護者へ連絡
15回	学年担任(3人) 生徒指導係	本人へ注意 保護者へ連絡
20回	学年担任(3人) 生徒指導係 教頭	本人と保護者へ注意 (保護者に来校してもらう)

1 1. 学校で体調が悪くなった場合について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策」のため、生徒と家族に毎朝夕の検温・健康チェックをお願いしています。
- (2) その結果、咽頭痛・発熱等症状がある場合は、「お休み」「検査キットによる自己検査」と「早めの受診」(かかりつけ医に電話で相談)をしてください。
- (3) 学校で体調が悪くなった場合は、帰る支度をして、担任の先生に「体調が悪いので早退したい。」と伝えてください。
- (4) 担任の先生から保護者に電話します。
- (5) 生徒は、他の生徒と接触しないように「相談室」または「休養室」で保護者のお迎えを待ってください。

1 2. ご家庭へのお願いと学校からの連絡について

- (1) 欠席または遅刻する場合は、朝8時00分以降、保護者が学校へ電話(Tel 94-2130)で連絡してください。それ以前の場合は、クラス担任に直接連絡してください。
- (2) 評定および学校での様子について、学期ごと通知表で家庭へ連絡します。
- (3) 各定期考査後に考査成績や学校の様子を文書で連絡します。
- (4) 1学期および2学期末に、三者懇談会を実施します。
- (5) 成績不振の場合、家庭との連絡は、特に密にしていきます。
- (6) 1・2学期の評定に「1」または「2」がある場合は、次の学期には必ず改善されるよう、本人のみならずご家庭でもご指導ご協力をお願いします。
- (7) 栄養バランスの面から、また、生徒が学習に専念できるよう、できるだけ弁当を持たせてください。
- (8) 授業参観、公開授業、PTA行事などに積極的にご参加ください。
- (9) クラブ活動へ積極的に参加するようご家庭でもご協力をお願いします。
- (10) 学校へは必要のないものや高額な現金は持たせないでください。特に携帯電話については、マナーを守って使用するようにご注意ください。
- (11) 困ったことなどがありましたら、お気軽に学校までご相談ください。

13. おもな学校行事、コース行事

4月	入学式、実力テスト、生徒会歓迎会、高遠を学ぶ・観桜会、PTA 総会
5月	高体連南信総合大会、中間考査
6月	PTA 地区懇談会、芸術鑑賞、クラスマッチ、期末考査
7月	兜陵祭、保護者懇談会、終業式、
8月	夏季休業、2学期始業式、実力テスト
9月	就職試験開始(3年)、中間考査、高体連南信新人大会(～12月)
10月	生徒会立会演説会、高文連総文祭、秋季クラスマッチ
11月	全校読書会、期末考査、修学旅行(2年)
12月	高遠高フォーラム、保護者懇談会、終業式、年末休業
1月	年始休業、大学入学共通テスト、芸術フェスティバル(卒業制作展、定期演奏会) 学年末考査(3年)
2月	学年末考査(1・2年)
3月	卒業式、終業式

詳しくは「年間行事予定表」、「学校案内」冊子をご覧ください。

ゴミの分別に ついて

現在コロナ収束のめどが立たず、教室内にゴミ箱を置きません。
個人のゴミを学校で処理することができません。
昼食のゴミも含め、個人のゴミは持ち帰るようにしてください。
特にマスク、ティッシュなどを捨てることは厳禁です。

生命（いのち）を守り、生活規律を正すために

全校生徒諸君とすべての保護者の皆さんへ

本校にとって6月16日は悲しい忌まわしい日です。故A君の命日です。急報で現場（東高遠除組地籍）に向かい、そこから帰って来たM先生の青ざめた顔が今でも目に浮かびます。「駄目だった・・・。」一人の若い命が失われました。A君はもう帰ってきてくれませんでした。やがて、学校中が言いようのない、やり場のない空気につつまれ、バイク事故の重大さにおののきました。

続いて、二ヵ月後の8月30日には再び悲惨で最悪の日がやってきます。故B君が亡くなった日です。現場（火山峠・火山地籍）から駆けつけたある友達は、事の重大性にヘタヘタと地べたに座り込んでしまいました。「死んじゃった、B君が死んだ・・・。」と放心したようにうわずってブツブツ繰り返すだけでした。尊い生命がまたもや失われてしまったのです。やがて、この衝撃は学校中に、各家庭に、各地域に広がり、「バイクで死なせてはならない」という声になって返ってきました。

連日の職員会議での検討、度重なるPTA総会での話し合い、繰り返されたクラス討論と生徒総会では、さまざまな考えや意見を出し合い、ぶつけ合いました。人間の生命ほど大切なものはない。立て続けに二つの若い生命を失うという事態の中で、これ以上高遠高校の仲間達から尊い生命を失ってはならない。これ以上若い生命とバイクを引き換えにすることはできない。とにかく、「免許はとらない」「バイクには乗らない」という全面禁止にせざるを得ない、という結論に達したのです。勿論、「バイクに乗りたい」という若者としての強い要望も、「バス代が高い」という経済的問題も、「通学が遠く不便である」という不自由さも、みんな励まし助け合って耐え抜くことも覚悟しました。

こうして「高遠高校のバイク全面禁止」は、PTA、生徒会、学校の慎重な話し合い、真摯な論議によって決議されたものなのです。

二年目の悲しい忌まわしい日を迎えて、高遠高校の最近の現状はどうなっているのでしょうか。基本的な学校生活の乱れは残念ながら憂慮すべき状態です。遅刻、授業のサボリが目立っています。全校に向けて粘り強い指導が行われ、生徒会も自主的に遅刻撲滅の運動をはじめましたが、一向に改善されていません。

このような生活の乱れの中で、無免許自動車運転事故、バイク無免許運転、中型自動二輪やバイクの無断免許取得があり、自転車事故も4月以来連続して発生しています。自転車の無灯火、二人乗り、通学路を通らない等の問題も頻発しています。一步間違えれば死亡事故につながりかねないものもあり、本当にヒヤリとさせられました。

このままでは一昨年と同様、またはそれ以上の重大な事故が起こりかねません。

全校生徒諸君とすべての保護者の皆さん

今日、6月16日を期して、全校挙げて交通安全につとめ、交通事故を撲滅しましょう。そして、生活の乱れを直ちに正そうではありませんか。

学校は全校集会を持ち、哀悼の意を捧げるとともに誓いを新たにしました。各家庭でも話し合いを深めていただくようお願いいたします。

昭和62（1987）年6月16日
長野県高遠高等学校